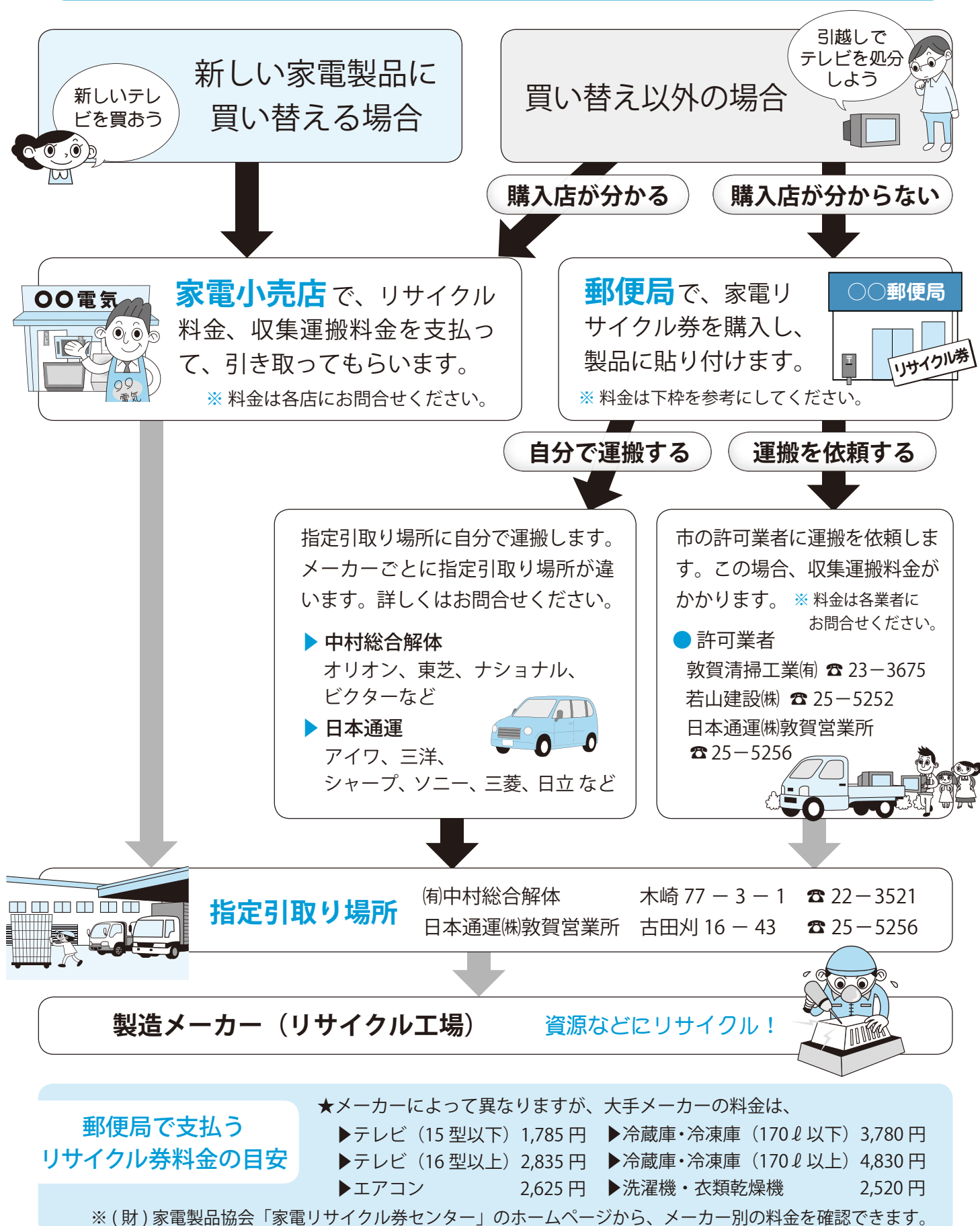


## 2 処理の流れ（家電リサイクル法対象製品）

➡ 排出者（消費者）が行うこと  
➡ 業者が行うこと



家電を買い替え、もしくは処分しようとしているあなたへ。

# 復習！ 家電の処理方法

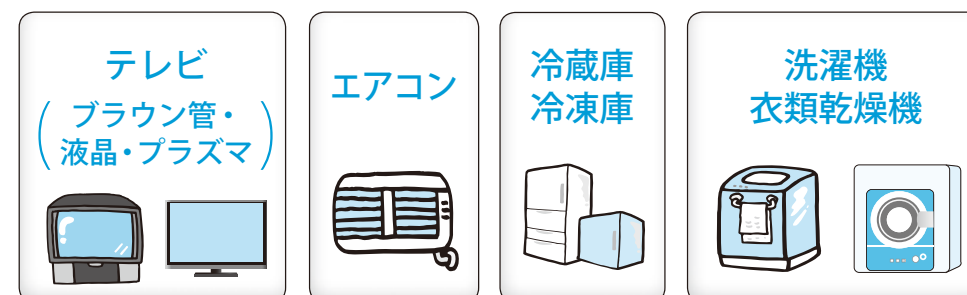
エコポイント制度の導入や、地上デジタル放送の開始に向け、家電製品の買い替え需要が高まっています。「古い家電製品はどう処分するんだっけ？」「どの製品がリサイクル法の対象だったかな？」……

知っているようで知らない「家電の処理方法」。もう1度復習し、正しい処理（＝リサイクル）を行いましょ。

## 1 まずは、製品を確認。

### 家電リサイクル法対象製品

※ 液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機は、今年の4月1日から追加されました。



### その他の家電製品

「粗大ごみ」もしくは「小型複合ごみ」となります。処理方法は、各家庭配布のごみカレンダーでご確認ください。

※ パソコン → 製造メーカーに連絡し、リサイクルの手続きを行ってください。

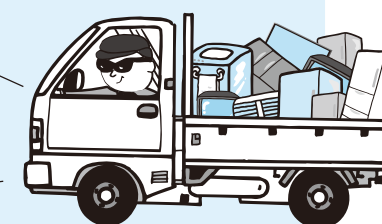
## 2の方法で処理！

## ！ 違法回収業者に注意！！

最近、県外ナンバーの軽トラックなどが市内を巡回し、家電製品を回収しています。

市の許可業者以外が、有料で一般廃棄物を回収・運搬・処理することは法律に違反していますので、ごみの処理を依頼しないよう、気を付けてください。

不要になった家電製品の処分に困っていませんか？



### 実際にあった被害話

- ① ごみの処理を有料で回収業者に依頼したが、そのごみを不法投棄された。その結果、ごみの排出者責任を問われた。
- ② ごみ処理を回収業者に依頼したら、トラックに積み込んだ後、高額な処理費用を請求された。